



令和3年1月14日

大阪航空局

那覇空港事務所

那覇空港台風時避難用エプロンの一時使用について

令和3年1月から那覇空港台風時避難用エプロンが、その他の目的による一時使用が可能となりました。

本エプロンは、那覇空港において台風通過後に那覇空港と沖縄県内の離島との定期航空路線の運航を迅速に再開することを目的として、台風による強風時において航空機を駐機できる機能を持たせるため、上屋や消防設備等を配置した施設です。

今般、本エプロンの有効活用の観点から、台風が到来する可能性が非常に低い冬季において、台風からの避難や航空機の突発的な整備等のための使用に影響を及ぼさないことを条件に本エプロンの一時使用ができるようになりました。

【一時使用の概要】

- 一時使用できる期間・・・毎年、11月から翌年4月までの間
- 駐機期間・・・最大1ヶ月単位（使用開始日の属する月の末日まで）を限度
- 駐機可能数・・・固定翼5機、回転翼2機 ※機体（全幅・全長）に制限あり

本エプロンを使用する場合、希望する月の前月7日前までに手続きが必要となります。

遵守事項も含め、詳しい内容は下記までお問い合わせ願います。

連絡先：那覇空港事務所総務部総務課
担当者：松崎、高橋、狩野
電話：098-857-1101（代表）
FAX：098-859-5137